

特定一般教育訓練給付金 提出書類チェックリスト

2024年2月1日以降の「支給申請」と「受給資格確認」については、**電子、郵送または代理人による申請**が可能になりました。



※ 電子申請は「e-Gov電子申請」から可能です。電子申請での個人の電子署名は不要です。

e-Gov電子申請サイト

給付手続きの流れ

訓練前キャリアコンサルティング

全国どこのハローワーク、キャリア形成・学び直し支援センターでも受けることができます。

受給資格確認

受講開始日の2週間前までに、お住まいを管轄するハローワークで行います。

講座の受講・修了

支給申請

修了日の翌日から1か月以内に、お住まいを管轄するハローワークで行います。

受給資格確認時の提出書類

□教育訓練給付金受給資格確認票

添付書類（電子申請の場合は、スキャナ読み込みや撮影により作成したデータ（PDF、JPEG形式）で可）

✓必ず提出する書類

□ジョブ・カード（訓練前キャリアコンサルティングでの発行から1年以内のもの。写し）

□マイナンバーカード（郵送または代理人申請の場合は両面の写し） ※1参照

✓該当する場合に提出する書類

□特定一般教育訓練給付再受給時報告 ※2参照

□払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード（郵送または代理人申請の場合は写し） ※3参照

□委任状 ※4参照

※1 マイナンバーカードがない場合は、以下の①と②の両方の書類が必要です。

①本人・住居所確認書類

運転免許証、住民基本台帳カード等の官公署が発行する身分証明書・資格証明書（いずれも写真付き）のいずれか1種類です。これがない場合は、国民健康保険被保険者証もしくは健康保険被保険者証、住民票記載事項証明書（住民票の写し、住民基本台帳カードのうち本人の写真的ないもの、印鑑証明書）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書または官公署から発行・発給された身分証明書もしくは資格証明書（本人の写真がないもの）のいずれか2種類です。

②個人番号確認書類

通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しのいずれかです。

※2 過去に特定一般教育訓練給付金を受給したことがある場合に提出が必要です。ホームページから様式をダウンロードしてご記入ください（裏面参照）。

※3 雇用保険関係の手続きで「払渡希望金融機関指定届」を届けていない場合や、金融機関等に変更がある場合に提出が必要です。

※4 代理人申請の場合に限ります。

